

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について

「伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更」

令和元年9月19日
四国電力株式会社

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(1/13)

申請案件

伊方発電所2号炉について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第2項に基づき規定する廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第92条第3項に基づき、伊方発電所原子炉施設保安規定(以下「保安規定」という。)変更認可申請を実施した。

(申請実績 令和元年6月25日 申請)

申請概要

廃止措置段階の発電用原子炉施設の保安措置を定める保安規定第2編に、伊方発電所2号炉の廃止措置を実施するために必要な事項を追加する。また、運転段階の発電用原子炉施設の保安措置を定める保安規定第1編から、不要となる伊方発電所2号炉の原子炉の運転に関する事項を削除する等の変更を行う。

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(2/13)

1. 保安規定の構成

伊方発電所においては、保安規定に第1編：運転段階の2号炉及び3号炉に係る保安措置、第2編：廃止措置段階の1号炉に係る保安措置をそれぞれ定め、1号炉の廃止措置計画が認可されて以降、平成29年7月から運用している。

2号炉の廃止措置を実施するため、

- 保安規定第2編に、2号炉の廃止措置を実施するために必要な事項を追加し、廃止措置段階の1号炉及び2号炉に係る保安措置を定める。
- 保安規定第1編から、不要となる2号炉の原子炉の運転に関する事項を削除する等の変更を行い、運転段階の3号炉に係る保安措置を定める。

変更前	変更後
<p>第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編 (1号炉に係る保安措置)</p>	<p>第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編 (1号炉および2号炉に係る保安措置)</p>
<p>廃止措置段階とは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の33第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する段階をいう。 また、廃止措置段階にある伊方発電所1号炉に係る発電用原子炉施設を廃止措置段階の発電用原子炉施設という。</p>	<p>廃止措置段階とは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の34第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する段階をいう。 また、廃止措置段階にある伊方発電所1号炉および2号炉に係る発電用原子炉施設を廃止措置段階の発電用原子炉施設という。</p>
変更前	変更後
<p>第1編 運転段階の発電用原子炉施設編 (2号炉および3号炉に係る保安措置)</p>	<p>第1編 運転段階の発電用原子炉施設編 (3号炉に係る保安措置)</p>
<p>運転段階とは、原子力発電所の運転を始める前に、新燃料を発電所へ搬入する時点から、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の33第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する前までの段階をいう。 また、運転段階にある伊方発電所2号炉および3号炉に係る発電用原子炉施設を運転段階の発電用原子炉施設という。</p>	<p>運転段階とは、原子力発電所の運転を始める前に、新燃料を発電所へ搬入する時点から、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の34第2項の規定に基づき認可を受け、廃止措置を実施する前までの段階をいう。 また、運転段階にある伊方発電所3号炉に係る発電用原子炉施設を運転段階の発電用原子炉施設という。</p>

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(3/13)

2. 保安規定の変更概要

(1) 第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編

主な変更箇所を示す。

○ 第212条(運転員の確保)について、

- ・1、2号炉の運転員を確保する期間及び常時中央制御室に確保する期間の記載について、照射済燃料を移動していない期間も運転員を確保している現状の運用を踏まえ3号炉の記載に合わせる。
- ・1、2号炉の運転員は、プラント監視が主要業務となり、燃料が十分に冷却され事故時等にも至急の運転操作は必要ないことから、常時中央制御室に確保する1、2号炉の運転員の人数を1名とし職位の限定はしない。
- ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十七条により1、2号炉の当直長に運転責任者資格保有者を要求しない。

変更前	変更後																
<p>(運転員の確保)</p> <p>第212条 発電課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、1号炉、2号炉または3号炉の原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 発電課長は、原子炉施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、1直あたり表212-1に定める人数の者をそろえ、5直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表212-1に定める人数のうち、1名は当直長*1とし、<u>運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者</u>とする。</p> <p>3 当直長は、第2項で定める者のうち、表212-2に定める人数の者を<u>班長以上の者の中から常時中央制御室に確保する。</u></p> <p>※1：当直長は、1号炉および2号炉で兼務を行うことができる。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表212-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号炉 (1号炉および2号炉の合計人数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>照射済燃料移動中の場合</u></td> <td>3名以上 (当直長を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表212-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号炉 (1号炉および2号炉の合計人数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>照射済燃料移動中の場合</u></td> <td>2名以上 (班長以上)</td> </tr> </tbody> </table>		1号炉 (1号炉および2号炉の合計人数)	<u>照射済燃料移動中の場合</u>	3名以上 (当直長を含む)		1号炉 (1号炉および2号炉の合計人数)	<u>照射済燃料移動中の場合</u>	2名以上 (班長以上)	<p>(運転員の確保)</p> <p>第212条 発電課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、1号炉、2号炉または3号炉の原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 発電課長は、原子炉施設の運転にあたって第1項で定める者の中から、1直あたり表212-1に定める人数の者をそろえ、5直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表212-1に定める人数のうち、1名は当直長*1とする。</p> <p>3 当直長は、第2項で定める者のうち、表212-2に定める人数の者を常時中央制御室に確保する。</p> <p>※1：当直長は、1号炉および2号炉で兼務を行うことができる。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表212-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号炉および2号炉の合計人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</u></td> <td>3名以上 (当直長を含む)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表212-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号炉および2号炉の合計人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</u></td> <td>1名以上</td> </tr> </tbody> </table>		1号炉および2号炉の合計人数	<u>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</u>	3名以上 (当直長を含む)		1号炉および2号炉の合計人数	<u>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</u>	1名以上
	1号炉 (1号炉および2号炉の合計人数)																
<u>照射済燃料移動中の場合</u>	3名以上 (当直長を含む)																
	1号炉 (1号炉および2号炉の合計人数)																
<u>照射済燃料移動中の場合</u>	2名以上 (班長以上)																
	1号炉および2号炉の合計人数																
<u>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</u>	3名以上 (当直長を含む)																
	1号炉および2号炉の合計人数																
<u>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</u>	1名以上																

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(4/13)

(続き)

- 第205条(保安に関する職務)について、第2編における当直長の定義を明確化。
- 第213条(巡視)、第215条(引継)について、3号炉の当直長が1、2、3号共用設備の巡視等を実施できるよう記載を追加。

変更前	変更後
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第205条</p> <p>(中略)</p> <p>25 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>(巡視)</p> <p>第213条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設(第306条第1項で定める区域を除く。)を巡視する。</p> <p>2 当直長は、第306条第1項で定める区域(特に立入が制限された区域を除く。)は、一定期間^{*1}毎に巡視する。</p> <p>※1:一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>(引継)</p> <p>第215条 当直長は、その業務を次直の当直長に引き継ぐ際には、施設運用状況を申し送る。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第205条</p> <p>(中略)</p> <p>25 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。<u>なお、本編において当直長は、特に定めのない限り1号炉および2号炉の当直長をいう。</u></p> <p>(巡視)</p> <p>第213条 <u>当直長(3号炉の当直長を含む)</u>は、毎日1回以上、原子炉施設(第306条第1項で定める区域を除く。)を巡視する。</p> <p>2 当直長は、第306条第1項で定める区域(特に立入が制限された区域を除く。)は、一定期間^{*1}毎に巡視する。</p> <p>※1:一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>(引継)</p> <p>第215条 <u>当直長(3号炉の当直長を含む)</u>は、その業務を次直の当直長<u>(3号炉の当直長を含む)</u>に引き継ぐ際には、施設運用状況を申し送る。</p>

- 第297条(使用済燃料の貯蔵)について、2号炉の使用済燃料の貯蔵可能な使用済燃料ピットを追加。

変更前	変更後								
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第297条 安全技術課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 使用済燃料を表297に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること 使用済燃料ピットクレーンを使用すること 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること <p>表297</p> <table border="1"> <tr> <td>貯蔵可能な使用済燃料ピット</td> </tr> <tr> <td>1号炉, 3号炉^{*1}</td> </tr> </table> <p>※1:3号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については、第1編第97条にて実施する。</p>	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉, 3号炉 ^{*1}	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第297条 安全技術課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 使用済燃料を表297に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること 使用済燃料ピットクレーンを使用すること 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること <p>表297</p> <table border="1"> <tr> <td><u>1号炉および2号炉</u> の使用済燃料</td> <td>貯蔵可能な使用済燃料ピット</td> </tr> <tr> <td><u>1号炉</u></td> <td>1号炉, 3号炉^{*1}</td> </tr> <tr> <td><u>2号炉</u></td> <td><u>2号炉, 3号炉^{*1}</u></td> </tr> </table> <p>※1:3号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については、第1編第97条にて実施する。</p>	<u>1号炉および2号炉</u> の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	<u>1号炉</u>	1号炉, 3号炉 ^{*1}	<u>2号炉</u>	<u>2号炉, 3号炉^{*1}</u>
貯蔵可能な使用済燃料ピット									
1号炉, 3号炉 ^{*1}									
<u>1号炉および2号炉</u> の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット								
<u>1号炉</u>	1号炉, 3号炉 ^{*1}								
<u>2号炉</u>	<u>2号炉, 3号炉^{*1}</u>								

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(5/13)

(続き)

- 第300条(放射性液体廃棄物の管理)について、放出管理目標値及び試料採取箇所を廃止措置計画申請書記載のとおり変更。2号炉の廃止に伴い、冷却材ドレンをほう酸回収系から廃液処理系で処理するよう変更するため試料採取箇所からモニタタンクを削除。
- 第301条(放射性気体廃棄物の管理)について、放出管理目標値を廃止措置計画申請書記載のとおり変更。

変更前	変更後	備考																																																								
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第300条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表300-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表300-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、表300-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>表300-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>7.4×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表300-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>9.3×10^{13} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表300-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td>・モニタタンク ・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第301条 当直長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表301-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表301-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>(中略)</p> <p>表301-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス</td> <td>9.5×10^{14} Bq/年</td> </tr> <tr> <td>よう素131</td> <td>4.4×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.4×10^{10} Bq/年	項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	トリチウム	9.3×10^{13} Bq/年	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・モニタタンク ・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回		項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	放射性気体廃棄物 希ガス	9.5×10^{14} Bq/年	よう素131	4.4×10^{10} Bq/年	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第300条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表300-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表300-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、表300-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>表300-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>3.8×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表300-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>5.7×10^{13} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>表300-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td>・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第301条 当直長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表301-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表301-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>(中略)</p> <p>表301-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス</td> <td>3.7×10^{14} Bq/年</td> </tr> <tr> <td>よう素131</td> <td>7.7×10^9 Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>	項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.8×10^{10} Bq/年	項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	トリチウム	5.7×10^{13} Bq/年	分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回		項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	放射性気体廃棄物 希ガス	3.7×10^{14} Bq/年	よう素131	7.7×10^9 Bq/年	<p>伊方発電所2号炉発電原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下、本頁において同じ)</p>
項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																																																									
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.4×10^{10} Bq/年																																																									
項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																																																									
トリチウム	9.3×10^{13} Bq/年																																																									
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																																						
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・モニタタンク ・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク																																																						
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																																							
項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																																																									
放射性気体廃棄物 希ガス	9.5×10^{14} Bq/年																																																									
よう素131	4.4×10^{10} Bq/年																																																									
項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																																																									
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.8×10^{10} Bq/年																																																									
項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																																																									
トリチウム	5.7×10^{13} Bq/年																																																									
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																																																						
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク																																																						
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																																																							
項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																																																									
放射性気体廃棄物 希ガス	3.7×10^{14} Bq/年																																																									
よう素131	7.7×10^9 Bq/年																																																									

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(6/13)

(続き)

- 第302条(放出管理用計測器の管理)について、放出管理用計測器の数量に2号炉に係る数量を追加。
- 第314条(放射線計測器類の管理)について、放射線監視用計測器のエリアモニタの数量に2号炉に係る数量を追加及び一部不要となる測定場所のエリアモニタ※の数量を削減した数量に変更。

※:「原子力発電所放射線モニタリング指針(JEAG4606)」の考え方を参考にして、1、2号炉中央制御室、1、2号炉放射化学室、1、2号炉原子炉系試料採取室、2号炉原子炉格納容器内(エアロック付近)、2号炉原子炉格納容器内(炉内計装付近)、2号炉充てんポンプ室(3台)のエリアモニタを不要とした。

変更前				変更後																																																																									
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第302条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表302に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表302</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>計装計画課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>2台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>計装計画課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>1台^{※1} ^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉共用 ※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>				分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	1台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 ^{※1}	放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	2台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台 ^{※1} ^{※2}	<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第302条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表302に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表302</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>計装計画課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>2台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>計装計画課長</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>1台^{※1} ^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉共用 ※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>				分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	2台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 ^{※1}	放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	4台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台 ^{※1} ^{※2}																																		
分類	計測器種類	担当課長	数量																																																																										
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	1台																																																																										
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 ^{※1}																																																																										
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	2台																																																																										
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台 ^{※1} ^{※2}																																																																										
分類	計測器種類	担当課長	数量																																																																										
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	2台																																																																										
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 ^{※1}																																																																										
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	4台																																																																										
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台 ^{※1} ^{※2}																																																																										
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第314条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表314に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表314</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="5">放射線・化学管理課長</td> <td>4台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3台^{※1} ^{※2}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td> <td>4台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計装計画課長</td> <td>8台^{※3} ^{※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td> <td>2台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{※1} ^{※5}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉共用 ※2：1台は表302の試料放射能測定装置と共用 ※3：管理区域外測定用の2台を含む。 ※4：1号炉および2号炉共用3台ならびに1号炉，2号炉および3号炉共用3台を含む。 ※5：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用</p>				分類	計測器種類	担当課長	数量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台 ^{※1}	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}	汚染密度測定用サーベイメータ	3台 ^{※1}	退出モニタ	3台 ^{※1}	試料放射能測定装置	3台 ^{※1} ^{※2}	積算線量計測定装置	1台 ^{※1}	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}	モニタリングステーション	1台 ^{※1}	エリアモニタ	計装計画課長	8台 ^{※3} ^{※4}	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 ^{※1}	積算線量計測定装置	1台 ^{※1} ^{※5}	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第314条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表314に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表314</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線・化学管理課長</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="5">放射線・化学管理課長</td> <td>4台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>3台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3台^{※1} ^{※2}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td> <td>4台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計装計画課長</td> <td>7台^{※3} ^{※4}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td rowspan="2">放射線・化学管理課長</td> <td>2台^{※1}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台^{※1} ^{※5}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉，2号炉および3号炉共用 ※2：1台は表302の試料放射能測定装置と共用 ※3：管理区域外測定用の1台を含む。 ※4：1号炉，2号炉および3号炉共用3台を含む。 ※5：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用</p>				分類	計測器種類	担当課長	数量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台 ^{※1}	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}	汚染密度測定用サーベイメータ	3台 ^{※1}	退出モニタ	3台 ^{※1}	試料放射能測定装置	3台 ^{※1} ^{※2}	積算線量計測定装置	1台 ^{※1}	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}	モニタリングステーション	1台 ^{※1}	エリアモニタ	計装計画課長	7台 ^{※3} ^{※4}	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 ^{※1}	積算線量計測定装置	1台 ^{※1} ^{※5}
分類	計測器種類	担当課長	数量																																																																										
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台 ^{※1}																																																																										
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}																																																																										
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台 ^{※1}																																																																										
	退出モニタ		3台 ^{※1}																																																																										
	試料放射能測定装置		3台 ^{※1} ^{※2}																																																																										
	積算線量計測定装置		1台 ^{※1}																																																																										
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}																																																																										
	モニタリングステーション		1台 ^{※1}																																																																										
	エリアモニタ	計装計画課長	8台 ^{※3} ^{※4}																																																																										
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 ^{※1}																																																																										
	積算線量計測定装置		1台 ^{※1} ^{※5}																																																																										
分類	計測器種類	担当課長	数量																																																																										
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台 ^{※1}																																																																										
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}																																																																										
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台 ^{※1}																																																																										
	退出モニタ		3台 ^{※1}																																																																										
	試料放射能測定装置		3台 ^{※1} ^{※2}																																																																										
	積算線量計測定装置		1台 ^{※1}																																																																										
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台 ^{※1}																																																																										
	モニタリングステーション		1台 ^{※1}																																																																										
	エリアモニタ	計装計画課長	7台 ^{※3} ^{※4}																																																																										
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台 ^{※1}																																																																										
	積算線量計測定装置		1台 ^{※1} ^{※5}																																																																										

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(7/13)

(続き)

- 第330条(所員への保安教育)について、1、2号炉の運転員と3号炉の運転員の配置変更等を適時行えるよう、運転員の教育対象者は1号炉、2号炉及び3号炉の運転員であることを明確化。

変更前

表330-1 保安教育実施方針(総括表)

保安教育の内容					対象者と教育時間 ※2							
大分類	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	運転員				燃料取扱の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員	
					当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者				
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要、ならびに関係法令 および保安規定の遵守に関すること	入所時(原子力 発電所新規配 属時)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	
			原子炉施設の構造、 性能に関すること		設備概要、 主要系統の機能	原子炉のしくみ	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	原子炉施設の廃止措置に関すること	原子炉施設の廃止措置の概要	原子炉容器等主要機器の構造に関すること		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	×
			原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常時の場合に講ずべき処置の概要	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)		

(以下、省略)

(以下、省略)

変更後

表330-1 保安教育実施方針(総括表)

保安教育の内容					対象者と教育時間 ※2							
大分類	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	運転員 (1号炉、2号炉および3号炉)				燃料取扱の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員	
					当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者				
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要、ならびに関係法令 および保安規定の遵守に関すること	入所時(原子力 発電所新規配 属時)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	
			原子炉施設の構造、 性能に関すること		設備概要、 主要系統の機能	原子炉のしくみ	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	原子炉施設の廃止措置に関すること	原子炉施設の廃止措置の概要	原子炉容器等主要機器の構造に関すること		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	×
			原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常時の場合に講ずべき処置の概要	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)		

(以下、省略)

(以下、省略)

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(8/13)

2. 保安規定の変更概要

(2)第1編 運転段階の発電用原子炉施設編

主な変更箇所を示す。

- 2号炉の原子炉の運転に関する事項を削除。
- 第1編は3号炉のみの規定となることから、「(3号炉)」や「3号炉について」などの3号炉施設を特定する表現が不要となることより、「(3号炉)」や「3号炉について」の記載を削除。

代表例

変更前	変更後																														
<p>(減速材温度係数)</p> <p>第21条 モード1, 2および3において, 減速材温度係数は, 表21-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 減速材温度係数が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 安全技術課長は, 燃料取替に伴う燃料装荷開始までに, 減速材温度係数を解析により確認する。</p> <p>(2) 安全技術課長は, 燃料取替後, モード1になるまでに1回, 減速材温度係数が負であることを測定により確認し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>3 安全技術課長は, 減速材温度係数が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表21-2の措置を講じるとともに, 当直長に通知する。通知をうけた当直長は, 同表の措置を講じる。</p> <p>表21-1</p> <p>1. 2号炉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">減速材温度係数</td> <td>(1)モード1および2 (臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-85 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 3号炉</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">減速材温度係数</td> <td>(1)モード1および2 (臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-78 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表21-2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条 件</th> <th style="text-align: center;">要求される措置</th> <th style="text-align: center;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 減速材温度係数が負でない場合</td> <td>A.1 安全技術課長は, 減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し, その結果を当直長に通知する。</td> <td style="text-align: center;">24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, 未臨界状態のモード2にする。</td> <td style="text-align: center;">12時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	減速材温度係数	(1)モード1および2 (臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-85 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること	項 目	運転上の制限	減速材温度係数	(1)モード1および2 (臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-78 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること	条 件	要求される措置	完了時間	A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 安全技術課長は, 減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し, その結果を当直長に通知する。	24時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, 未臨界状態のモード2にする。	12時間	<p>(減速材温度係数)</p> <p>第21条 モード1, 2および3において, 減速材温度係数は, 表21-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 減速材温度係数が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため, 次の各号を実施する。</p> <p>(1) 安全技術課長は, 燃料取替に伴う燃料装荷開始までに, 減速材温度係数を解析により確認する。</p> <p>(2) 安全技術課長は, 燃料取替後, モード1になるまでに1回, 減速材温度係数が負であることを測定により確認し, その結果を当直長に通知する。</p> <p>3 安全技術課長は, 減速材温度係数が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表21-2の措置を講じるとともに, 当直長に通知する。通知をうけた当直長は, 同表の措置を講じる。</p> <p>表21-1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">減速材温度係数</td> <td>(1)モード1および2 (臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-78 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$以上であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表21-2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">条 件</th> <th style="text-align: center;">要求される措置</th> <th style="text-align: center;">完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 減速材温度係数が負でない場合</td> <td>A.1 安全技術課長は, 減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し, その結果を当直長に通知する。</td> <td style="text-align: center;">24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 当直長は, 未臨界状態のモード2にする。</td> <td style="text-align: center;">12時間</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	運転上の制限	減速材温度係数	(1)モード1および2 (臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-78 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること	条 件	要求される措置	完了時間	A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 安全技術課長は, 減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し, その結果を当直長に通知する。	24時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, 未臨界状態のモード2にする。	12時間
項 目	運転上の制限																														
減速材温度係数	(1)モード1および2 (臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-85 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること																														
項 目	運転上の制限																														
減速材温度係数	(1)モード1および2 (臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-78 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること																														
条 件	要求される措置	完了時間																													
A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 安全技術課長は, 減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し, その結果を当直長に通知する。	24時間																													
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, 未臨界状態のモード2にする。	12時間																													
項 目	運転上の制限																														
減速材温度係数	(1)モード1および2 (臨界状態)において, 負であること (2)モード1, 2および3において, $-78 \times 10^{-5} \Delta k/k/^\circ C$ 以上であること																														
条 件	要求される措置	完了時間																													
A. 減速材温度係数が負でない場合	A.1 安全技術課長は, 減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し, その結果を当直長に通知する。	24時間																													
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は, 未臨界状態のモード2にする。	12時間																													

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(9/13)

(続き)

- 第7条(伊方発電所安全運営委員会)について、原子炉主任技術者等の3号炉の職務者が、廃止措置の工事内容により運転プラントに影響しないことを確認するよう、審議事項に1、2号炉の廃止措置工事が3号炉の機能に影響を与えないことの確認を追加。

変更前	変更後
<p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>(b) 当直の引継方法に関する事項</p> <p>(c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(d) 巡視点検に関する事項</p> <p>(e) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(f) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(h) 定期的を実施するサーベランスに関する事項</p> <p>(i) 誤操作の防止に関する事項(3号炉)</p> <p>(j) 火災発生時、内部溢水発生時(3号炉)、火山影響等発生時(3号炉)およびその他自然災害発生時等(3号炉)の体制の整備に関する事項</p> <p>(k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項(3号炉)</p> <p>(2) 燃料管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>(b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項</p> <p>(c) 燃料の検査および取替に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項</p> <p>(b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項</p> <p>(b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項</p> <p>(c) 保全区域に関する事項</p> <p>(d) 周辺監視区域に関する事項</p> <p>(e) 線量の評価に関する事項</p> <p>(f) 除染に関する事項</p> <p>(g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>(h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項</p> <p>(i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p> <p>(5) 保守管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正(第122条)</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定(第130条)に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>(10) その他運営委員会で定めた事項</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第11項から第36項(第25項を除く)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>(b) 当直の引継方法に関する事項</p> <p>(c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(d) 巡視点検に関する事項</p> <p>(e) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(f) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(h) 定期的を実施するサーベランスに関する事項</p> <p>(i) 誤操作の防止に関する事項</p> <p>(j) 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項</p> <p>(k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>(b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項</p> <p>(c) 燃料の検査および取替に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項</p> <p>(b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項</p> <p>(b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項</p> <p>(c) 保全区域に関する事項</p> <p>(d) 周辺監視区域に関する事項</p> <p>(e) 線量の評価に関する事項</p> <p>(f) 除染に関する事項</p> <p>(g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>(h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項</p> <p>(i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p> <p>(5) 保守管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項(第2編第218条の2第2項に関する事項を含む)</p> <p>(7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正(第122条)</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定(第130条)に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>(10) その他運営委員会で定めた事項</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第11項から第36項(第25項を除く)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(10/13)

(続き)

- 第5条(保安に関する職務)について、第1編における当直長の定義を明確化。
- 第13条(巡視点検)、第15条(引継)及び第16条(原子炉起動前の確認事項)について、1、2号炉の当直長が1、2、3号共用設備の巡視点検等を実施できるよう記載を追加。

変更前	変更後
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条</p> <p>(中略)</p> <p>25 発電課当直長(以下「当直長」という。)は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(巡視点検)</p> <p>第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設(原子炉格納容器内、アンユラス内、第106条第1項で定める区域および本条第3項で定める設備を除く。)を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <p>(2) 制御材駆動設備</p> <p>(3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>(中略)</p> <p>(引継)</p> <p>第15条 当直長は、その業務を次直の当直長に引き継ぐ際には、発電日誌および引継簿を引き渡すとともに、運転状況を申し送る。</p> <p>(原子炉起動前の確認事項)</p> <p>第16条 発電課長は、燃料を原子炉へ装荷する前までに、第84条で定期検査時に関係課長から発電課長に通知されることとなっている確認項目*1について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直長に通知する。</p> <p>2 当直長は、原子炉の起動開始前までに、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <p>(2) 制御材駆動設備</p> <p>(3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条</p> <p>(中略)</p> <p>25 発電課当直長(以下「当直長」という。)は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。<u>なお、本編において当直長は、特に定めのない限り3号炉の当直長をいう。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(巡視点検)</p> <p>第13条 当直長(1号炉および2号炉の当直長を含む)は、毎日1回以上、原子炉施設(原子炉格納容器内、アンユラス内、第106条第1項で定める区域および本条第3項で定める設備を除く。)を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <p>(2) 制御材駆動設備</p> <p>(3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>(中略)</p> <p>(引継)</p> <p>第15条 当直長(1号炉および2号炉の当直長を含む)は、その業務を次直の当直長(1号炉および2号炉の当直長を含む)に引き継ぐ際には、発電日誌および引継簿を引き渡すとともに、運転状況を申し送る。</p> <p>(原子炉起動前の確認事項)</p> <p>第16条 発電課長は、燃料を原子炉へ装荷する前までに、第84条で定期検査時に関係課長から発電課長に通知されることとなっている確認項目*1について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を当直長に通知する。</p> <p>2 当直長(1号炉および2号炉の当直長を含む)は、原子炉の起動開始前までに、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設</p> <p>(2) 制御材駆動設備</p> <p>(3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>(以下、省略)</p>

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(11/13)

(続き)

- 第100条(放射性液体廃棄物の管理)について、放出管理目標値を廃止措置計画申請書記載のとおり変更。2号炉の試料採取箇所を削除。
- 第101条(放射性気体廃棄物の管理)について、放出管理目標値を廃止措置計画申請書記載のとおり変更。

変更前		変更後																													
<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第100条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表100-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表100-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、表100-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。</p>		<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第100条 当直長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 復水器冷却水放水口排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が、表100-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>2 当直長は、復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が、表100-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、表100-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を当直長に通知する。</p>																													
<p>表100-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>7.4×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>		項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.4×10^{10} Bq/年	<p>表100-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)</td> <td>3.8×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>		項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.8×10^{10} Bq/年																				
項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																														
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.4×10^{10} Bq/年																														
項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																														
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	3.8×10^{10} Bq/年																														
<p>表100-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>9.3×10^{13} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>		項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	トリチウム	9.3×10^{13} Bq/年	<p>表100-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トリチウム</td> <td>5.7×10^{13} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table>		項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	トリチウム	5.7×10^{13} Bq/年																				
項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																														
トリチウム	9.3×10^{13} Bq/年																														
項目	放出管理の基準値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																														
トリチウム	5.7×10^{13} Bq/年																														
<p>表100-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td>・モニタタンク ・廃液蒸留水タンク ・洗淨排水蒸留水タンク ・洗淨排水モニタタンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td>・洗淨排水モニタタンク</td> </tr> </tbody> </table>		分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・モニタタンク ・廃液蒸留水タンク ・洗淨排水蒸留水タンク ・洗淨排水モニタタンク	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	・洗淨排水モニタタンク	<p>表100-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> <th>試料採取箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物</td> <td>放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放出の都度</td> <td>・モニタタンク ・廃液蒸留水タンク ・洗淨排水モニタタンク</td> </tr> <tr> <td>トリチウム濃度</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所	放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・モニタタンク ・廃液蒸留水タンク ・洗淨排水モニタタンク	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																											
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・モニタタンク ・廃液蒸留水タンク ・洗淨排水蒸留水タンク ・洗淨排水モニタタンク																											
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回	・洗淨排水モニタタンク																											
分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所																											
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	放出の都度	・モニタタンク ・廃液蒸留水タンク ・洗淨排水モニタタンク																											
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1ヶ月に1回																												
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第101条 当直長または機械計画第一課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表101-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表101-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>(中略)</p>		<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第101条 当直長または機械計画第一課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表101-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表101-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること</p> <p>(中略)</p>																													
<p>表101-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス</td> <td>9.5×10^{14} Bq/年</td> </tr> <tr> <td>よう素131</td> <td>4.4×10^{10} Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下, 省略)</p>		項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	放射性気体廃棄物 希ガス	9.5×10^{14} Bq/年	よう素131	4.4×10^{10} Bq/年	<p>表101-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物 希ガス</td> <td>3.7×10^{14} Bq/年</td> </tr> <tr> <td>よう素131</td> <td>7.7×10^9 Bq/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下, 省略)</p>		項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)	放射性気体廃棄物 希ガス	3.7×10^{14} Bq/年	よう素131	7.7×10^9 Bq/年																
項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																														
放射性気体廃棄物 希ガス	9.5×10^{14} Bq/年																														
よう素131	4.4×10^{10} Bq/年																														
項目	放出管理目標値(1号炉, 2号炉および3号炉合算)																														
放射性気体廃棄物 希ガス	3.7×10^{14} Bq/年																														
よう素131	7.7×10^9 Bq/年																														

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(12/13)

(続き)

- 第102条(放出管理用計測器の管理)について、放出管理用計測器の数量に2号炉に係る数量を削減。
- 第114条(放射線計測器類の管理)について、放射線監視用計測器のエリアモニタの数量に2号炉に係る数量を削減。

変更前				変更後			
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第102条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表102に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>				<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第102条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表102に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>			
表102				表102			
分類	計測器種類	担当課長	数量	分類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	2台	放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	1台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台※1		試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台※1
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	4台	放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	2台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台※1※2		試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	1台※1※2
<p>※1：1号炉，2号炉および3号炉共用</p> <p>※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>				<p>※1：1号炉，2号炉および3号炉共用</p> <p>※2：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>			
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第114条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表114に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。</p> <p>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>				<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第114条 放射線・化学管理課長および計装計画課長は、表114に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。</p> <p>ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>			
表114				表114			
分類	計測器種類	担当課長	数量	分類	計測器種類	担当課長	数量
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台※1	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	1台※1
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台※1	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	4台※1
	汚染密度測定用サーベイメータ		3台※1		汚染密度測定用サーベイメータ		3台※1
	退出モニタ		3台※1		退出モニタ		3台※1
	試料放射能測定装置		3台※1※2		試料放射能測定装置		3台※1※2
	積算線量計測定装置		1台※1		積算線量計測定装置		1台※1
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台※1	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	4台※1
	モニタリングステーション		1台※1		モニタリングステーション		1台※1
	エリアモニタ		計装計画課長		23台※3※4		エリアモニタ
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台※1	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	2台※1
	積算線量計測定装置		1台※1※5		積算線量計測定装置		1台※1※5
<p>※1：1号炉，2号炉および3号炉共用</p> <p>※2：1台は表102の試料放射能測定装置と共用</p> <p>※3：管理区域外測定用の3台を含む。</p> <p>※4：1号炉および2号炉共用3台ならびに1号炉，2号炉および3号炉共用3台を含む。</p> <p>※5：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用</p>				<p>※1：1号炉，2号炉および3号炉共用</p> <p>※2：1台は表102の試料放射能測定装置と共用</p> <p>※3：管理区域外測定用の2台を含む。</p> <p>※4：1号炉，2号炉および3号炉共用3台を含む。</p> <p>※5：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用</p>			

伊方発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について(13/13)

(続き)

- 第130条(所員への保安教育)について、1、2号炉の運転員と3号炉の運転員の配置変更等を適時行えるよう、運転員の教育対象者は1号炉、2号炉及び3号炉の運転員であることを明確化。

変更前

表130-1 保安教育実施方針(総括表)

保安教育の内容					対象者と教育時間 ※2						
大分類	中分類 (実用炉規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	運転員				燃料取替の 業務に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員
					当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者			
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要、ならびに関係法令 および保安規定の遵守に関すること	入所時(原子力 発電所新規配 属時)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
			原子炉のしくみ		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	×	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	

(以下、省略)

(以下、省略)

変更後

表130-1 保安教育実施方針(総括表)

保安教育の内容					対象者と教育時間 ※2						
大分類	中分類 (実用炉規則第92条 の内容)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	運転員(1号炉、2号炉および3号炉)				燃料取替の 業務に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員
					当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処 理設備の業務に 関わる者			
入所時に 実施する 教育 ※1	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要、ならびに関係法令 および保安規定の遵守に関すること	入所時(原子力 発電所新規配 属時)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
			原子炉のしくみ		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	×	
	非常の場合に講ずべき処置に関すること	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	

(以下、省略)

(以下、省略)

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、平成30年10月10日付原子力発第18163号をもって認可申請した伊方発電所2号炉の廃止措置計画認可申請書について原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日以内に施行する。